

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年9月13日、資格喪失日は20年10月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年9月は90円、同年10月から20年9月までは120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月13日から20年10月21日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

C社D事業所に在籍し、配置転換により昭和19年9月13日から20年10月21日までA社B事業所に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社B事業所に勤務していた。」と主張しているところ、申立人の妻による事実経過の説明は具体性があり、文献の内容とも一致していること、及び複数の同僚が申立期間に同社B事業所において厚生年金保険の被保険者記録が有ることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、徴用によりE県からF県へ行かされたと供述しているところ、その前後の申立人のG職労働者としての職歴及び当時の時代背景を踏まえると、国策により強制配転されながら、配転後の短期間に配転先の事業所を退職、又は他業種へ転職したとは考え難いことから、申立人の供述どおり、昭和20年10月21日までA社B事業所に継続して勤務していたと考える

のが自然である。

一方、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないため、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）について、管轄年金事務所に確認したところ、「昭和28年*月の社会保険事務所（当時）の火災において焼失しており、いまだに完全に復元していない。」との回答があり、現存する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）（以下「被保険者台帳」という。）においても、申立期間に係る被保険者記録を確認することができない。

しかし、申立人と同様に、昭和19年9月にC社D事業所において資格を喪失し、継続して厚生年金保険の資格を取得している者50人のうち、34人がA社B事業所において資格取得していることが確認できるほか、当該両事業所で申立人が一緒に勤務したとする同僚の氏名は、同年9月にC社D事業所において資格喪失し、その後継続してオンライン記録の有る者と一致していることが確認できる。

また、A社B事業所に係る復元された被保険者名簿において、全ての同僚の記録は確認できないことから、同名簿が完全に復元されたものとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者台帳及び被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経過した今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年9月13日、資格喪失日は20年10月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の記録から、昭和19年9月は90円、同年10月から20年9月までは120円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定でき

ない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に、資格喪失日に係る記録を56年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、53年4月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から54年9月までは6万4,000円、同年10月から55年9月までは6万8,000円、同年10月から同年12月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から56年1月1日まで

昭和53年4月から55年12月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

健康保険証を交付され通院した記憶があり、健康保険には加入していたものの厚生年金保険には加入していなかったようなので、給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「勤務と同時に厚生年金保険と健康保険に加入した。」と供述していることを踏まえると、申立期間において、A社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人が同期入社であったとする同僚は、申立人と同様にA社における被保険者記録が欠落しているところ、当該同僚が所持している給料支給明細書により、当該事業所に勤務していた期間の給与から厚生年金保険料

が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の被保険者の標準報酬月額から、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 55 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料は廃棄済のため不明としているものの、申立期間及びその前後の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 4 月から 55 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。